狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行 規則

> 平成30年3月30日 規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、狛江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成30年条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。 (従業者の配置の基準)
- 第3条 条例第5条に規定する規則で定める基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の23第3項の規定により地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)の設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所(条例第5条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44人又はその端数を増すごとに1人以上とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における条例第5条に規定する員数の基準は、利用者の数が49人又はその端数を増すごとに1人以上とする。

(電磁的方法による手続)

- 第4条 条例第7条第5項に規定する規則で定める電磁的方法は、次の各号に掲 げるものとする。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその 家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第7 条第1項に規定する重要事項(以下「重要事項」という。)を送信し、当 該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイル に記録する方法をいう。
 - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の 閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備え られたファイルに当該重要事項を記録する方法(条例第7条第5項に規定 する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は同条第7項本文に規定す る電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定 居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその 旨を記録する方法)をいう。

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法をいう。(委任)
- 第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 付 則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。